

参考資料

洞爺湖町議会令和3年3月会議
参 考 資 料

○介護保険料の段階別比較

- ・第7期保険料（基準月額 4,500 円）
- ・第8期保険料（基準月額 6,000 円）

段階	対象者	保険料率	保険料（年額）	
			第7期	第8期
第1段階	本人が生活保護受給者又は本人が老齢福祉年金受給者若しくは課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.3	16,200 円	21,600 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.5	27,000 円	36,000 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記段階以外	基準額×0.7	37,800 円	50,400 円
第4段階	本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が 80 万円以下かつ他の世帯員が住民税課税	基準額×0.83	44,800 円	59,800 円
第5段階	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税かつ第4段階以外	基準額	(月額 4,500 円) 54,000 円	(月額 6,000 円) 72,000 円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.25	67,500 円	90,000 円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満（第8期）	基準額×1.3	70,200 円	93,600 円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満（第8期）	基準額×1.53	82,600 円	110,200 円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 320 万円以上（第8期）	基準額×1.7	91,800 円	122,400 円

※第1段階から第3段階の年額保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。